

大阪府におけるアスベスト対策について

アスベストの概要

〔アスベストの性状〕

繊維状の鉱物で、熱や酸に強く、安価で、その用途は断熱材、防音材など広範囲

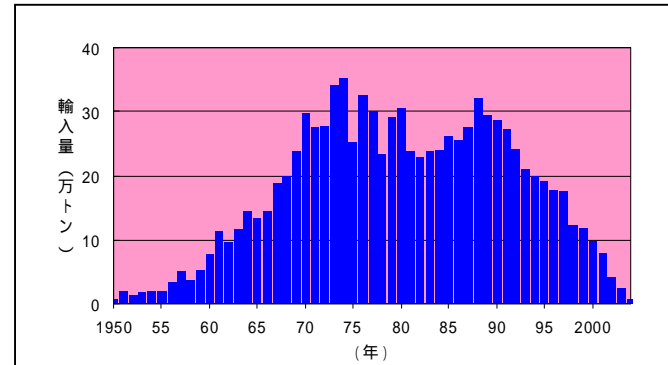
〔アスベストの用途〕

昭和45年(1970年)から平成2年(1990年)にかけて大量に輸入され、9割程度が建材に使用

〔健康影響〕

アスベストを吸い込むことにより発症する病気には、肺がん、中皮腫、石綿肺(じん肺)等があり、潜伏期間が15~50年程度

アスベストの輸入量の推移



国の動き

第1回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(H17/7/29)

第2回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(H17/8/26)

第3回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合(H17/9/29)

〔石綿健康被害救済の基本的枠組み案〕

目的 : 石綿による健康被害者を隙間なく救済する仕組みの構築

対象疾病・対象者 : 石綿を原因とする中皮腫、肺がんを対象疾病とし、対象疾病に罹患した者及びその家族を対象

給付金内容 : 医療費の支給、療養手当、遺族一時金、葬祭料

救済金の財源 : 救済のための基金の創設、石綿関連事業者の費用負担、公費負担

特例 : 労災補償を受けずに死亡した労働者について労災補償に準じた措置

アスベストに係る主な規制の推移

昭和46年4月	製造現場等における集じん装置の設置等の予防対策措置(5月施行) (特定化学物質等障害予防規則の制定)
昭和50年9月	アスベストの吹付け作業の原則禁止 (10月施行)
平成元年6月	アスベスト製品の製造工場に対する大気汚染防止の規制措置(12月施行)
平成7年1月	アモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)の製造等禁止(4月施行)
平成8年5月	建築物の解体作業等に対する大気汚染防止の規制措置(9年4月施行)
平成15年10月	アスベスト含有製品(建材・摩擦材等)の製造等の禁止(16年10月施行)
平成17年2月	石綿障害予防規則の制定(7月施行)

府のアスベスト対策の経過

S62/9月	「大阪府アスベスト対策検討委員会」(構成12課1室)を設置
H2/5月	「大阪府アスベスト対策基本方針」を策定(平成5年3月改正)し、排出抑制等を指導
H17/2月	「大阪府アスベスト対策連絡会」(庁内関係課で構成)を設置し、引き続きアスベスト対策を推進
H17/4月	「大阪府アスベスト対策基本方針」を改定

本年6月末より、アスベストに係る健康被害状況が関係企業から相次いで公表され、アスベストに対する健康不安が拡大

大阪府アスベスト対策推進本部を設置

現在の府の取組み状況

建築物の解体に伴うアスベスト飛散防止対策

大気汚染防止法の届出対象規模の拡大、事前調査の義務付け、作業基準の遵守、敷地境界における測定等の義務付け等を規定した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正
(9月議会で成立、10月28日公布)

市町村と連携した緊急肺がん検診の実施

健康に不安を持つ住民に対し、はと号を市町村の保健センター等に派遣し、共同で緊急肺がん検診を実施
・10/20から検診開始
・10月実施の受診者数:362名(8市)
・検診内容:問診、胸部エックス線撮影、喀痰細胞診検査

大気中のアスベスト濃度の実態調査

府民の生活環境への不安解消のため、幹線道路沿道、住宅地、商工業地域などの土地利用状況等に応じて選定した府内32地点で、大気中のアスベスト濃度を測定
・10/6から測定開始~結果年内公表予定

府民総合相談窓口の設置、府民への情報提供

アスベストホットラインを設置し、府民相談を実施(7/19~)
これまで寄せられた府民の質問等を踏まえ、府民向けにわかりやすいリーフレット(アスベストQ&A)を作成・配布
・10/3から、市町村、各府民情報プラザ、保健所などで配布

府有施設のアスベスト使用状況の調査と対策

府有施設のアスベスト使用状況の調査を実施し、必要に応じて応急措置を実施
・10/3に結果公表
・調査対象:2226施設(庁舎、学校、病院、保健所など)
・アスベスト含有の可能性がある吹付け材のある施設:442施設
(うち応急措置実施対象施設:23施設)
アスベスト含有分析調査を実施し対応方策を検討中

大阪府中小企業公害防止資金特別融資の対象拡大

アスベストを含む建築物の解体、除去工事等を「大阪府中小企業公害防止資金特別融資」の融資対象へ追加検討

